社会保障審議会一障害者部会 第30回 (H18.2.9) 資料 1

新しいサービスに係る基準・報酬について

平成18年2月9日

1. 基本的な考え方

基準・報酬の設定に関する考え方

地域生活移行や就労支援といった課題への対応、重度障害者への支援の充実等を図りつつ、質の高いサービスが、より低廉なコストで、できる限り多くの人に提供されるよう、利用者の状態像やサービス機能に即した基準・報酬を設定する。

○ 最近の経済情勢等を踏まえ、報酬単価について、全体で△1.3%としつつ、地域生活移行や新事業体系への移行を促進する観点から、居宅系サービスや新体系サービスは△1.0%とする。なお、旧体系からの移行施設については、移行時支援措置を講ずる。

【平成18年度予算案における内訳】

· 訪問系サービス 610億円

・ グループホーム・ケアホーム 180億円

· 日中活動·居住サービス 3.230億円

・ その他・ この中心動 店住り一にへ・ ころの他・ ころの他110億円

計 4.130億円

1. 地域生活を支えるサービス基盤の充実

○ 地域生活を支える柱である訪問系サービスについて、利用者の状態やニーズに適したサービスが効果的・効率的に利用できるよう、短時間の集中的な提供と長時間滞在による提供といった実態に即した基準とするとともに、著しく重度の障害者に対する支援等を評価する。

- 入所施設や病院の中で完結するサービスや日常生活のあり方を見直し、地域社会と自然に交わりながら生活できるようにするため、日中活動と居住に係るサービスを区分し、それぞれについて、1人1人の状況やニーズに応じた支援を評価する。
- 地域生活を送る上で、特に計画的な支援を必要とする者について、地域の社会資源が最大限に活用され、1人1 人の状況に即して適切な支援が組み合わせて提供されるよう、サービス利用のあっせん、調整、モニタリング等の相 談支援を評価する。

2. 利用者の状態像やサービス機能に即した評価等

- これまで、施設の中に多様なニーズを有する利用者が混在し、必ずしも個々の状態に応じた適切なサービスが提供されておらず、結果として、地域生活や就労への移行が進んでいない状況があることから、事業ごとに利用者像や機能を明確化し、これに応じた体制を確保する。
 - ・事業ごとに、利用者像や標準的サービス内容に見合った人員配置とする。生活介護や療養介護については、事業者ごとに、利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置基準を設定するとともに、これを超える手厚い配置を行った場合には、報酬上評価する。
 - ・ 事業者ごとに、個別支援計画の作成、サービス内容の継続的な評価等を行うサービス管理責任者を配置し、サービス提供に係る責任を明確化する。
- 重度の障害者について、適切な支援が行われるよう、障害者の状態やニーズ、サービス利用の実態に即した評価を 行う仕組みとし、療養介護、生活介護等において、医療との連携を必要とする人工呼吸器を装着した者など、著しく重 度の障害者への支援に配慮する。
- 研修体系を見直し、サービス管理責任者、相談支援専門員等が適切に業務を遂行できるよう、専門性の向上を図る。
- 複数の事業を組み合わせて行う多機能型を新たに位置付け、利用者のニーズに応じたサービスが身近な地域において提供される環境づくりを進める。

3. 目標の達成度に応じた評価

- 就労支援等を積極的に推進するため、客観的な指標により評価し得る事業運営上の成果について、報酬面に反映する。
 - ・ 就労移行支援事業 事業の利用を通じて一般就労し、かつ、その職場で継続して就労する者が、利用者の一定割合に達する場合、これを報酬上評価する。
 - ・ 就労継続支援事業(非雇用型) 利用者の工賃水準の向上を図るため、指定基準として、工賃控除程度の水準を設定するとともに、事業者ごとの 平均工賃が、地域の最低賃金に対して一定水準を上回った場合には報酬の加算を行う。

4. 規制緩和を通じたサービス提供の拡充

○ 空き教室等地域の社会資源を最大限活用し、できる限り多くの利用者に対し効率的なサービス提供が可能となるよう、設備基準の見直し、食事提供に係る外部委託の要件の見直し、定員を超えた一定範囲内での利用者の受入れなど規制緩和を積極的に推進する。

5. 利用実態に応じた支払方式への転換

- サービス量に応じた利用者負担の導入等を踏まえ、日々の利用状況にかかわらず、毎日利用することを前提として 定額の月額報酬が支払われる「月払方式」から、日々の利用実績に応じて報酬が支払われる「利用実績払い(日払い 方式)」に転換する。
- その際、①利用者が、心身の状況等により一時的にサービスを利用できなくなるケースを見込んで報酬を設定すること、②入所施設については、入院や外泊期間中の取扱いに配慮することなどの措置を講ずる。

6. サービスの評価のあり方の見直し

- 事業ごとに、直接的なサービス提供に係る人件費を中心として評価することとし、事務費等の事業運営に係る間接 的経費については、極力効率化を図る。
- 報酬単価については、利用者負担額の算定や地域差の反映を容易にするといった観点から、従来の円単位を改め、 単位制を導入する。

7. 円滑な移行の推進

- 現行施設·事業の基準·報酬について、新事業への円滑な移行の促進等の観点から、必要な見直しを行う。
- 現行の施設が新事業に移行する際、相当程度の事務作業やコストがかかることを踏まえ、移行時に一時的な加算 を実施する。